平成２７年（フ）第３００号
（開始決定時の住所）北海道上川郡剣淵町西原町266番地
破産者　阿部　　智
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２２号
北海道枝幸郡浜頓別町北１条３丁目20番地
破産者　佐川　孝二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
北海道帯広市東７条南１丁目１番地10　ＫＭ－ⅦＤ号室、破産手続開始決定書上の住所北海道帯広市清流西３丁目４番地10
破産者　横島　大輔
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
青森市浜館１丁目５番地40　メゾンクローバーＡ－102、開始決定時の住所青森市赤坂１丁目30番10号
破産者　木村　昌江
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
秋田県鹿角市十和田瀬田石字下石野８番地
破産者　関　　好人
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第５９８号
神奈川県大和市林間２丁目９番11号
破産者　安田　俊一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４０号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目13番16号　グリーンヒル湘南Ⅱ101
破産者　古瀬　浩道
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２９号
長野市三輪８丁目７番７号　コーポ直江202
破産者　深澤　芳治
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
静岡県浜松市東区市野町174番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区小池町765番地の12
破産者　村松　文洋
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
京都府福知山市駒場新町１丁目34番地
破産者　達川公暢こと　徐　　錫煥
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県宝塚市長谷字手立46番地
破産者　塩見加代子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
愛媛県大洲市若宮461番地　アザレア大洲駅前　Ｄ棟５号室、住民票上の住所愛媛県宇和島市保手５丁目14番７号
破産者　大塚　　渉
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第２４７号
福岡県久留米市津福本町1667番地２　松院寺住宅２棟22号
破産者　松田　文二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
長崎県大村市水主町２丁目712番地　ひまわり荘13号室、旧住所長崎県大村市富の原１丁目1228番地12
破産者　白石　芳弘
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
宮崎県都城市菖蒲原町１街区10号　レジデンス・コウヨウ105号、破産開始決定時の住所熊本県八代市田中西町８－10　レオパレス104
破産者　齊藤　博文
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第２３８２号
東京都大田区東糀谷５丁目15―25、開始決定時の住所東京都大田区西糀谷２丁目22―９
破産者　寒河江　清
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０号
長野県中野市大字吉田971番地４　ファミール三楽103号
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係